

# 超過勤務の縮減に係る各府省アンケートの結果について

(1. 業務量に応じた要員確保の状況、2. 人事・給与関係業務の超過勤務への影響)

※ 対象機関:全府省(44府省等)

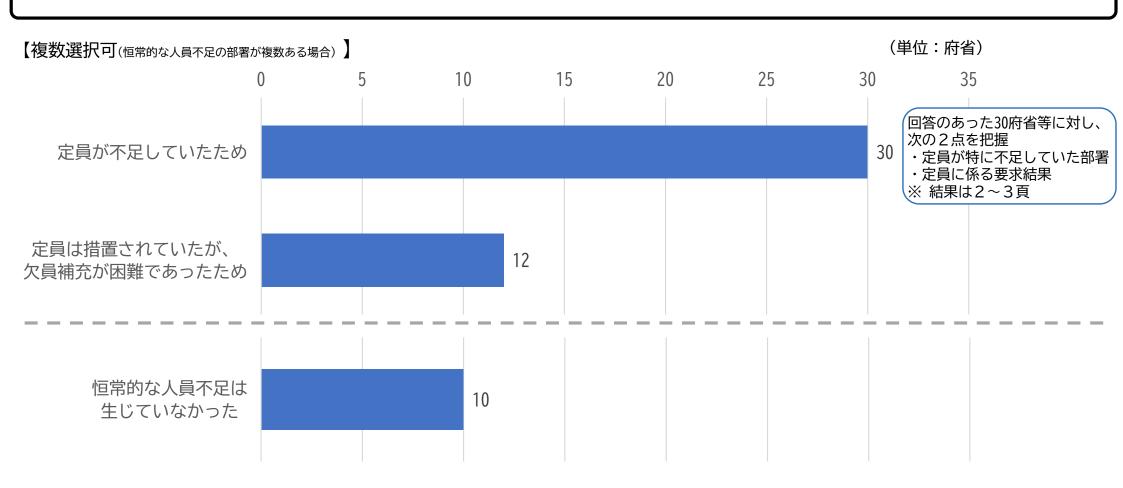
実施時期:令和4年11月~令和5年1月

令和5年4月

人 事 院

#### 1-1. 恒常的に人員不足が生じていた理由

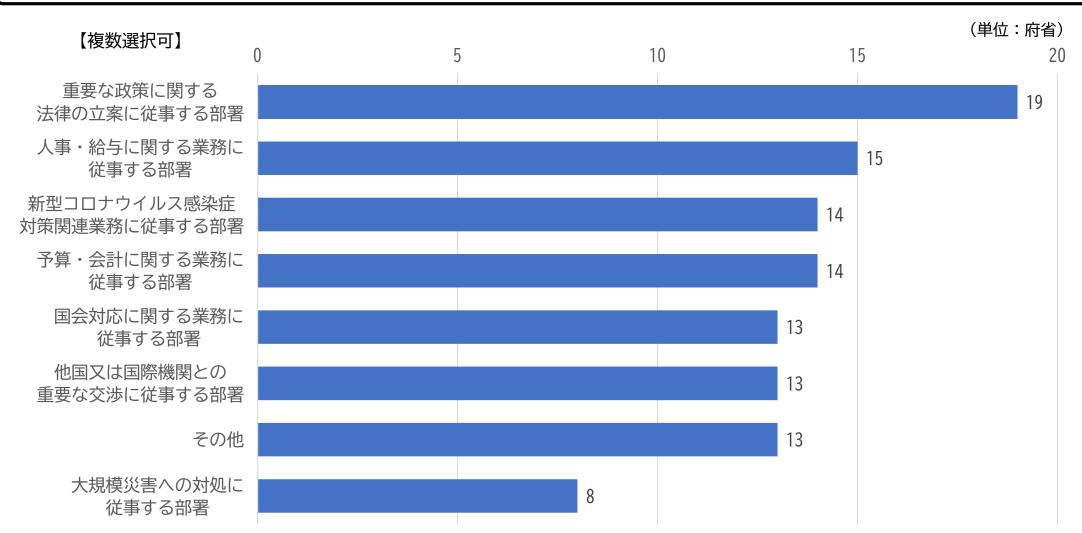
■ 恒常的な人員不足が生じていた部署の理由(令和3年度)としては、「定員が不足してい たため」を挙げるものが多い。



- ※1 全府省は44府省等。
- ※2 「定員は措置されていたが、欠員補充が困難であったため」について、欠員補充が困難な主な理由(概要): 「選考採用等により補充を試みているが、生じた欠員を埋め切れていない」、「退職者が多かったため」、「当初予定していた採用数に達しなかったため」

#### 1-2. 定員が特に不足していた部署

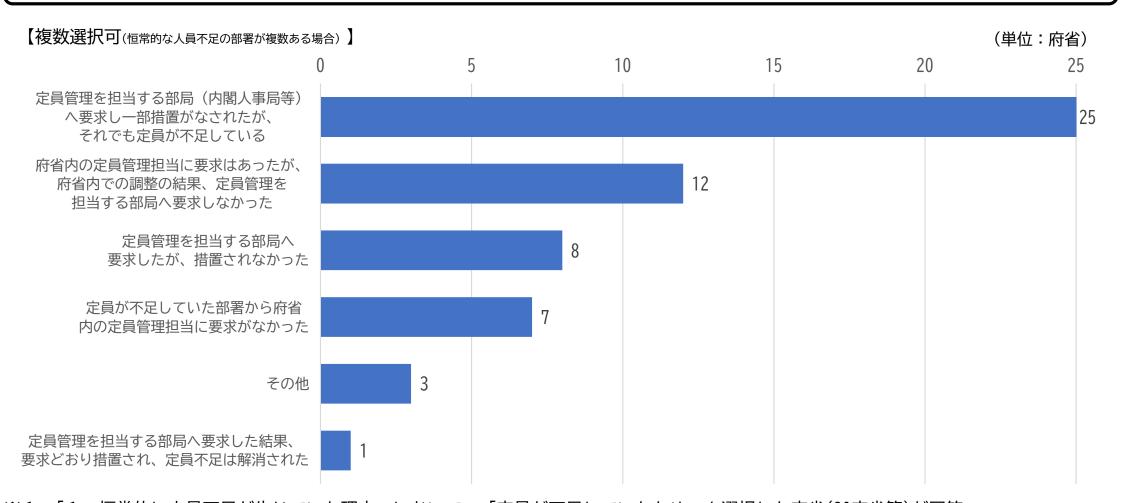
■ 定員が特に不足していた部署としては、特例業務(上限を超えて超過勤務を行うことができる業務)
として整理されている業務を行う部署が多い。



- ※1 「1. 恒常的に人員不足が生じていた理由」において、「定員が不足していたため」を選択した府省(30府省等)が回答
- ※2 「その他」の主なもの(概要):「多数の関係者との調整を要する部署」、「緊急性を伴う事案に関する業務に従事する部署」、 「新規施策に対応する部署」

#### 1-3. 定員に係る要求結果

■ 定員に係る要求結果(令和4年度)としては、「定員管理を担当する部局 (内閣人事局等) へ要求し一部措置がなされたが、それでも定員が不足している」が多い。

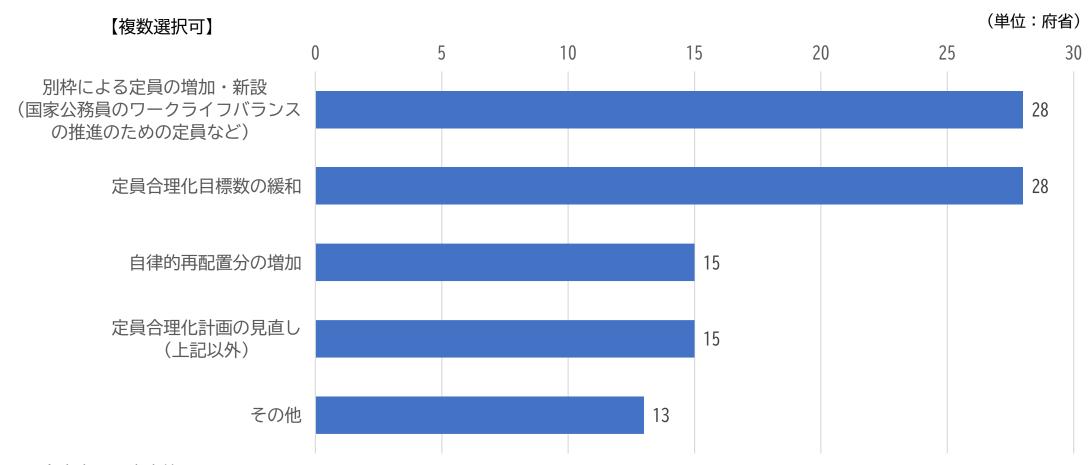


- ※1 「1. 恒常的に人員不足が生じていた理由」において、「定員が不足していたため」を選択した府省(30府省等)が回答
- ※2 「その他」の主なもの(概要): 「定員管理を担当する部局から要求可能な枠が事前に示され、府省内の定員管理担当に要求はあったが 定員管理を担当する部局へ要求できなかった」

3

## 1-4. 定員管理を担当する部局への要望事項

■ 定員管理を担当する部局への要望については、「別枠による定員の増加・新設 (国家公務員のワークライフバランスの推進のための定員など) 」及び「定員合理化目標数の緩和」が多い。



※1 全府省は44府省等

※2 「その他」の主なもの(概要):「定員が純増となるような対応」、「実需を踏まえたシーリングや合理化目標数の設定」、「新規増員の要求枠の拡大」、「シーリング枠の増加」、「合理化を財源とした定員要求の枠組みの見直し」、「省庁内又は省庁間における定員の振替の活性化」

#### 令和4年人事院勧告時報告 別紙第3 公務員人事管理に関する報告(令和4年8月8日)(抄)

- 3 勤務環境の整備
  - (1) 長時間労働の是正
    - イ 客観的把握に基づく勤務時間管理等についての指導・助言

(略)また、同室の調査や制度の運用状況の聴取の機会などを通じて、(略)特例業務の範囲が必要最小限となるよう指導を 行っていく。さらに、各府省のマネジメントに責任を有する者に対して、(略)管理職員等のマネジメントに関する助言等を行 い、デジタルを活用した事例など業務の合理化・見直しの実例を含めた各府省の好事例を収集・整理した上で横展開していく。

#### ウ 業務量に応じた定員・人員の確保等

組織の構成員である職員のWell-beingの実現の観点から、長時間労働の是正が不可欠であり、そのためには、各職場における管理職員等のマネジメントの強化と併せて、府省の組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことが必要である。現在、政府において、デジタル3原則を基本原則としつつ、行政のデジタル化を着実に推進することとされており、これを機により一層の業務の合理化等が求められる。

こうした業務の合理化等を行ってもなお長時間の超過勤務により対応せざるを得ない場合には、各府省において、業務量に応じた柔軟な人員配置や必要な人員の確保に努める必要がある。

現在、各府省においては、平時の限られた定員の下で、早急な実施が求められる内閣の重要施策に係る業務や、新型コロナウイルス感染症や大規模災害などの緊急の事態に係る業務に、他部署からの一時的な応援などにより対応してきている。

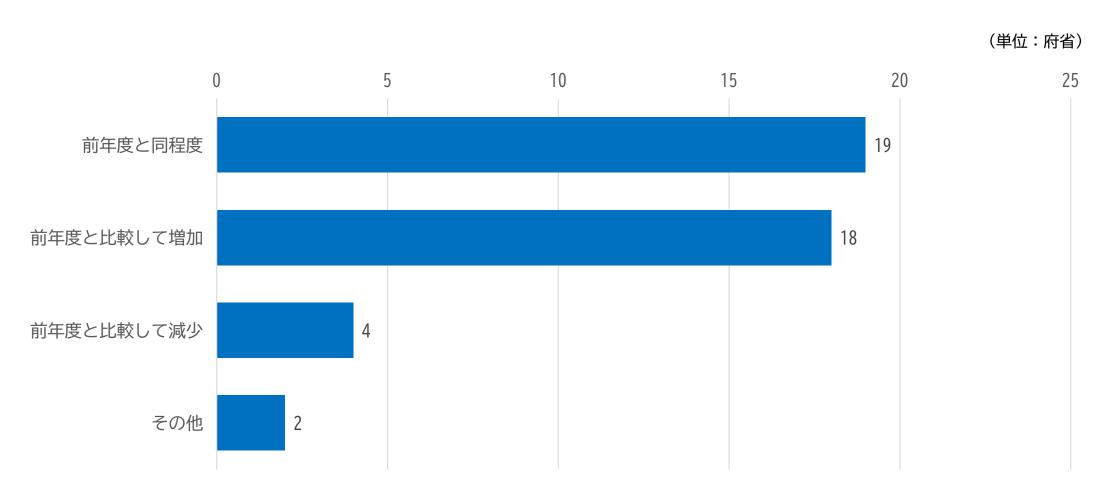
これらの業務については、一定の増員がなされている部局もある一方で、過去の定員削減の影響を受けている官房部局など、 業務量に比して定員が十分ではないために必要な人員を配置することができず、恒常的に長時間の超過勤務により対応せざるを 得ない部局等も依然としてある。

このため、本院としては、定員管理を担当する部局に対して必要な働きかけを行うとともに、各府省における人材の確保に向けた取組の支援を行っていく。

※ 定員については、内閣人事局において審査・管理が行われている。 国家公務員の定員については、長らく純減が続いていたところ、近年純増傾向となっている。 (平成29年度 297,030人 → 令和5年度 304,687人)

## 2-1. 人事・給与関係業務に関する超過勤務の状況

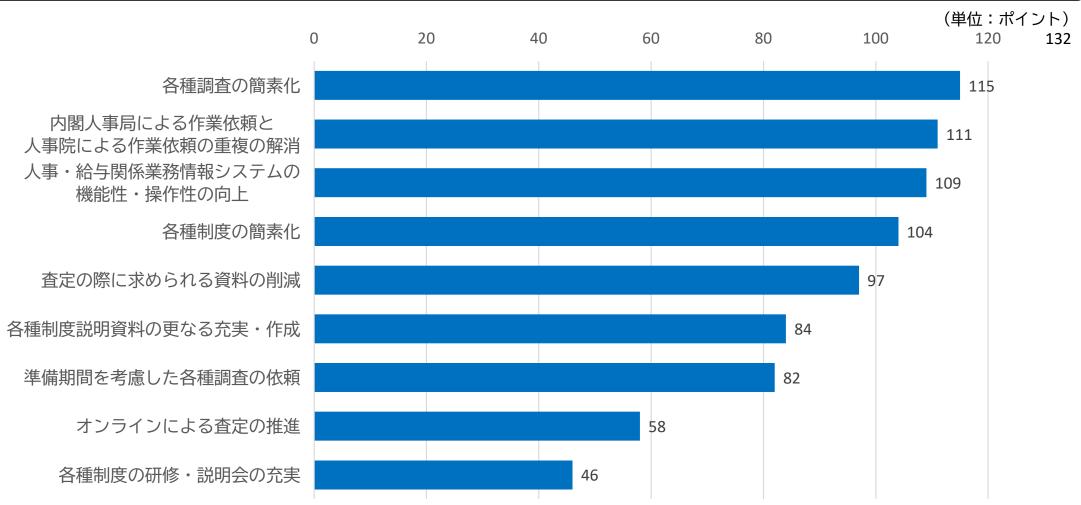
■ 人事・給与関係業務により超過勤務の上限を超えた職員割合(令和3年度)については、 「前年度(令和2年度)と同程度」及び「前年度と比較して増加」が多い。



※ 全府省はデジタル庁(令和3年9月発足)を除く43府省等

#### 2-2. 人事・給与関係業務について制度官庁等に改善を要望する事項

■ 人事・給与関係業務について制度官庁等に改善を要望する事項としては、「各種調査の簡素化」、「内閣人事局による作業依頼と人事院による作業依頼の重複の解消」、「人事・給与関係業務情報システムの機能性・操作性の向上」及び「各種制度の簡素化」を希望する声が強い。



※1 各府省の回答について、「特に要望する」を3ポイント、「要望する」を2ポイント、「対応可能であれば要望する」を1ポイント、「要望しない」を0ポイント と数値化した上で集計。ポイントの最大値は132(=44府省等×3ポイント)

※2 7府省は「その他」と回答

主なもの(概要):「人事院への制度照会が多いものについて、質問と回答内容の共有」、「各種調査・アンケートの整理統合」、「全省庁統一の勤務時間管理 システムの整備」